



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 2 月 27 日（木曜日） 第 589 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1	
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 2	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 2	
○救急病院の認定……………（医療政策課） 2	
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課） 2	
○道路の区域の変更（3 件）……………（道路保全課） 2	
○道路の供用の開始……………（ “ ” ） 3	
○道路の占用を制限する区域の指定……………（ “ ” ） 3	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課） 3	
人事委員会公告	
○令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度 （一般行政特別枠、土木特別枠、建築特別枠、 農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠）） の実施…………… 4	
○令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度 （技術系職種））及び保健師採用試験の実施…………… 4	
○令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度 （一般行政・土木・建築・農業土木・畜産・林 業（社会人））の実施…………… 4	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 4	

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 3 号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和 40 年宮崎県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～8 の 2 [略] 9 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年 法律第 124 号）による次の事務 （1）～（4） [略] （5）・（6） [略] （7） 第 12 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定によ る届出の受理に関すること。 （8） 第 12 条の 5 第 2 項の規定による譲渡の届 出の受理に関すること。 （9） 第 21 条第 1 項の規定により、 <u>大麻草採取 栽培者</u> その他の関係者から必要な報告を求め 、又は当該職員（麻薬取締員を除く。）に、 栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係のあ る場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿	保健所長	1～8 の 2 [略] 9 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年 法律第 124 号）による次の事務 （1）～（4） [略] <u>（5） 第 11 条の規定による持出の許可の申請の 受理に関すること。</u> <u>（6）・（7） [略]</u> （8） 第 12 条の 7 第 1 項及び第 3 項の規定によ る届出の受理に関すること。 （9） 第 12 条の 8 第 3 項の規定による譲渡の届 出の受理に関すること。 （10） 第 22 条の 3 第 1 項の規定により、 <u>第 1 種 大麻草採取栽培者</u> その他の関係者から必要な 報告を求め、又は当該職員（麻薬取締員を除 く。）に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻 に関係のある場所に立ち入り、業務の状況若

書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させること。

(10) 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第140号）第1条の規定による大麻草採取栽培者免許の申請書の受理に関すること。

10～70 [略]

[略]

しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させること。

(11) 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第140号）第1条の2の規定による第1種大麻草採取栽培者免許の申請書の受理に関すること。

10～70 [略]

[略]

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護事業所 ブレイブマーリン	日南市材木町2-22	令和7年2月1日

宮崎県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
山崎歯科医院	都城市蔵原町9街区7号	令和6年9月30日

宮崎県告示第98号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和7年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1

- 2 救急病院の認定の有効期間

令和7年3月5日から令和10年3月4日まで

宮崎県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字内堅字下鶯1131-1、1131-10、1131-11、1131-14、1131-16、1132、1145-1
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下鶯1131-1・1131-10・1131-11・1131-14・1145-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年2月27日から同年3月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美 郷町北郷黒 木字ヨリキ 207番3地 先から同郡 同町北郷黒 木同字 194 番 1 まで	旧	12.9～ 78.5	303.3
				新	12.9～ 78.5	303.3

宮崎県告示第 101号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 27 日から同年 3 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市構口 町二丁目 2 04番 7 地先 から同市同 町二丁目 2 04番 7 地先 まで	旧	15.0～ 15.0	6.0
				新	15.0～ 25.0	6.0

宮崎県告示第 102号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 27 日から同年 3 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市池内 町広谷2963 番12地先か ら同市大字 広原字下山 田5512番 1 地先まで	旧	20.5～ 58.0	190.4
				新	16.8～ 54.1	190.4

宮崎県告示第 103号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 27 日から同年 3 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市構口 町二丁目 2 04番 7 地先 から同市同 町二丁目 2 04番 7 地先 まで	令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県告示第 104号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 27 日から同年 3 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	稲葉崎平 原線	延岡市構口町二丁目 204番 7 地先から 同市同町二丁目 204番 7 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 2 月 27 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

人事委員会公告

令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠、土木特別枠、建築特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

令和 7 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・土木・建築・農業土木・畜産・林業（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 1 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 7 年 2 月 27 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
- (3) 雑踏警備業務 1 級
- (4) 雑踏警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 学科試験

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 7 年 7 月 2 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 学科試験

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 7 年 7 月 1 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 雑踏警備業務 1 級

(ア) 学科試験

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス神之山店
都城市神之山町 1745 番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 7 年 10 月 18 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,362㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 51 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南東側 11 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 11.29㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3 箇所 建物敷地南西側及び南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時
- 8 届出年月日
令和 7 年 2 月 17 日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和 7 年 2 月 27 日から令和 7 年 6 月 27 日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和 7 年 2 月 27 日から令和 7 年 6 月 27 日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

令和7年7月9日（水）午前9時から午後5時まで エ 雑踏警備業務2級 （ア）学科試験 令和7年6月3日（火）午前9時から午前11時まで （イ）実技試験 令和7年7月8日（火）午前9時から午後5時まで オ 検定当日の受付時間 午前8時30分から午前9時まで （2）実施場所 ア 学科試験 宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1） イ 実技試験 （ア）貴重品運搬警備業務1級及び同2級、雑踏警備業務2級 宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1） （イ）雑踏警備業務1級 鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号） （3）受検定員 いずれの検定も30人（鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。） 3 検定の受検資格 （1）貴重品運搬警備業務1級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者 ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 （2）貴重品運搬警備業務2級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員 （3）雑踏警備業務1級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者 ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 （4）雑踏警備業務2級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員 4 検定の方法及び内容 （1）本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。 なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。 （2）貴重品運搬警備業務1級及び2級 ア 学科試験 （ア）警備業務に関する基本的な事項に関すること。 （イ）法令に関すること。	（ウ）貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 （エ）貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（貴重品運搬警備業務1級の受検者に限る。） （オ）運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 （ア）貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 （イ）貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（貴重品運搬警備業務1級の受検者に限る。） （ウ）運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 （3）雑踏警備業務1級及び2級 ア 学科試験 （ア）警備業務に関する基本的な事項に関すること。 （イ）法令に関すること。 （ウ）雑踏の整理に関すること。 （エ）雑踏警備業務の管理に関すること。（雑踏警備業務1級の受検者に限る。） （オ）人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 （ア）雑踏の整理に関すること。 （イ）雑踏警備業務の管理に関すること。（雑踏警備業務1級の受検者に限る。） （ウ）人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 5 検定申請の手続 （1）受付期間及び時間帯 ア 令和7年3月31日（月）から同年4月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。） イ 時間帯 午前9時から午後4時まで （2）提出書類 ア 貴重品運搬警備業務1級 （ア）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通 （イ）受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。） （ウ）当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。） （エ）写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） （オ）貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を
---	---

受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（前記3の(1)のアに該当する場合に限る。）

- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書（前記3の(1)のイに該当する場合に限る。）

イ 貴重品運搬警備業務2級

前記5の(2)のアの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真2枚

ウ 雑踏警備業務1級

- (ア) 検定申請書 1通

- (イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

- (ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

）

- (エ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

- (オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（前記3の(3)のアに該当する場合に限る。）

- (カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（前記3の(3)のイに該当する場合に限る。）

エ 雑踏警備業務2級

前記5の(2)のウの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真2枚

オ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

(3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又は警備員にあっては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

6 検定手数料

- (1) 貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (2) 雑踏警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

- (1) 受験票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受験に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。
- (3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。